

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年9月20日
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マザーズ・コア上場投信
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	50億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

マザーズ・コア上場投信

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり、当初自己設定日の前営業日（平成23年11月25日）における東証マザーズCore指数の終値に相当する値を円表示した価額（円未満切上げ）とします。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

50億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（1口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

ユニット有価証券は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託会社が別に定めるものとします。

詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

（ 7 ）【申込期間】

平成24年10月6日から平成25年10月8日まで

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

なお、委託会社は、次の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 東証マザーズCore指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間
2. 東証マザーズCore指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 計算期間終了日の前営業日
4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1.から4.のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

（ 8 ）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

（ 9 ）【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。取得申込みに係る株式は追加設定を行なう日に販売会社によって受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンド口座に預託、保管されます（金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。）。

（10）【払込取扱場所】

申込を受け付けた販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の所定の方法でお申込みください。

取得申込の受付けの中止、既に受付けた取得申込の取り消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって交付されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

マザーズ・コア上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証マザーズCore指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証マザーズCore指数に採用されている株式に投資を行ないます。

東証マザーズCore指数について

東証マザーズCore指数は、東証マザーズ指数の算出対象を母集団とし、時価総額（浮動株ベース）を基準とし、売買代金、利益及び配当状況等を勘案して、東証が選定した銘柄を算出対象としています。利益及び配当状況は、有価証券報告書を使用しています。算出開始当初は、15銘柄で構成され、選定基準日は平成22年12月30日です。（市場変更、上場廃止等により15銘柄に満たなくなる場合のみ、算出対象銘柄が15銘柄となるよう10月最終営業日に算出対象が追加されます。）

算出開始日：平成23年10月11日

基準日：平成23年10月7日

基準値：1,000.00ポイント

東証マザーズCore指数の著作権等について

東証マザーズCore指数の指数値及び東証マザーズCore指数の商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など東証マザーズCore指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証マザーズCore指数の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

株式会社東京証券取引所は、東証マザーズCore指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証マザーズCore指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証マザーズCore指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

株式会社東京証券取引所は、東証マザーズCore指数の指数値及び東証マザーズCore指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証マザーズCore指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

株式会社東京証券取引所は、東証マザーズCore指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、東証マザーズCore指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。

株式会社東京証券取引所は、当社又は当ファンドの購入者のニーズを、東証マザーズCore指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信 その他資産 資産複合	ETF	特殊型

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	日経225
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			TOPIX
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回	オセアニア	その他
クレジット属性	(毎月)		(東証マザーズCore指数)
()		中南米	
日々			
不動産投信	その他	アフリカ	

その他資産 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	()	中近東 (中東) エマージング	
--------------------------------------------	-----	---------------------------	--

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分の定義>

該当区分	区分の定義
株式（中小型株）	目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの信託金限度額は、50億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

(2) 【ファンドの沿革】

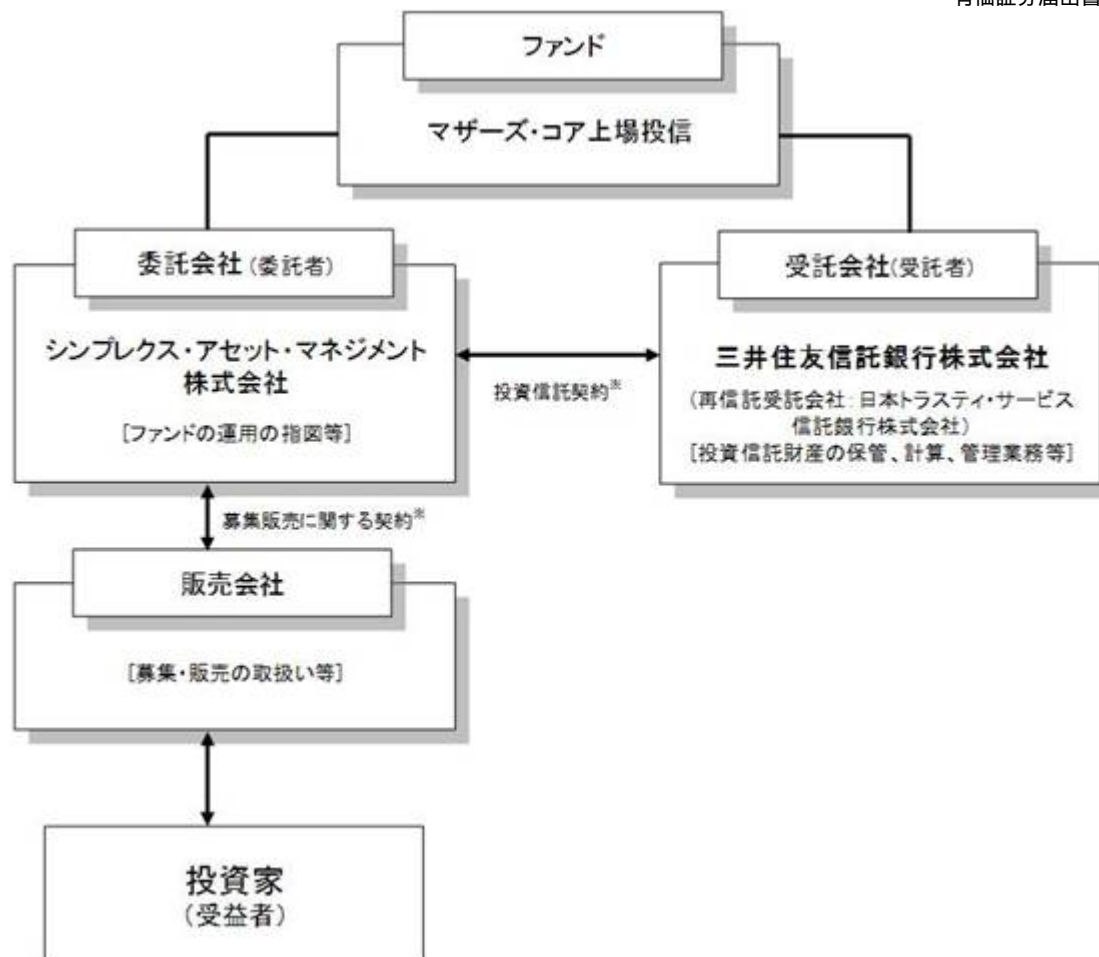
平成23年11月11日：関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成23年11月25日：自己設定申込日

平成23年11月28日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2 募集の取扱いに関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集の取扱い、交換および買取りの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書の作成等を行ないます。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益権の募集の取扱いに関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務等を行ないます。

委託会社の概況

a. 資本金（平成24年7月末日現在）

3億7千万円

b. 沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年 5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年 4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年 9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

c. 大株主の状況（平成24年7月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この信託は、東証マザーズCore指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証マザーズCore指数に採用されている株式に投資を行ないます。次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

a. 東証マザーズCore指数の計算方法が変更された場合

b. 東証マザーズCore指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証マザーズCore指数における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合

c. 追加信託ならびに受益権と株式との交換を行なう場合

d. その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

東証マザーズCore指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。

この信託を終了することとなった場合は、上記 から のような運用ができない場合があります。市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記 から のような運用ができない場合があります。

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限りません。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

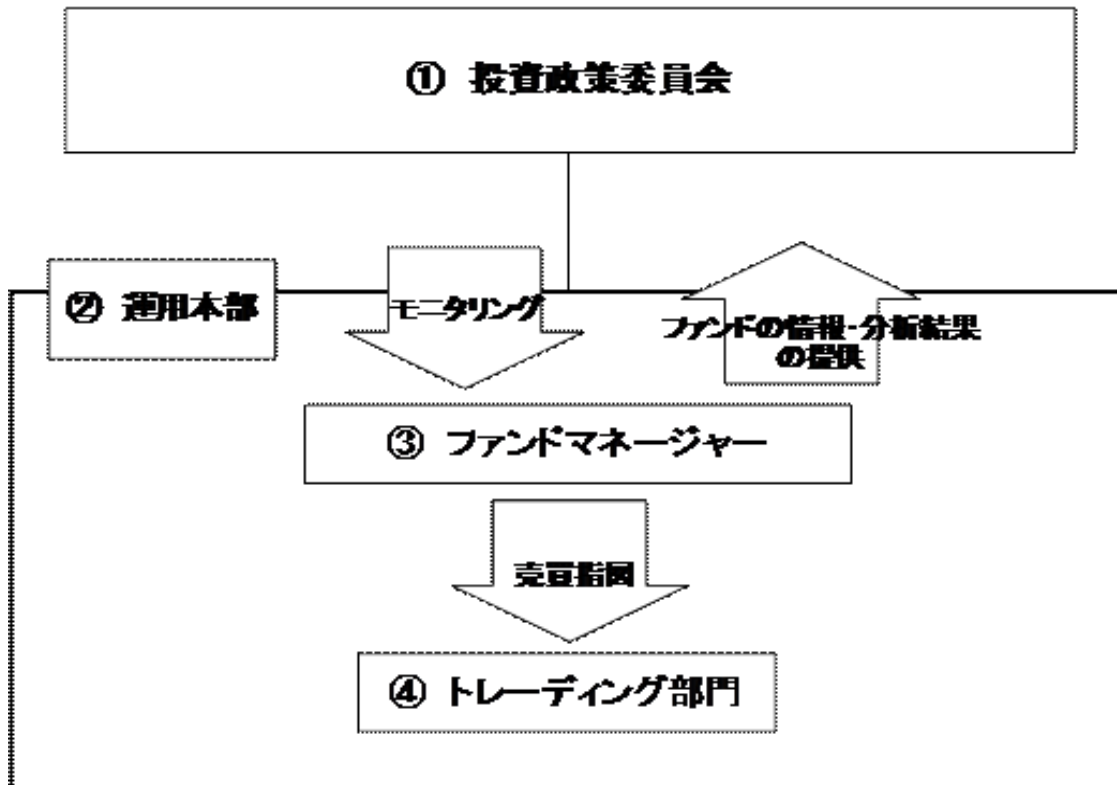
a. 委託会社は、信託財産を、株式に投資することを指図します。

b. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託財産を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程及び運用規程等に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行ない、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行ないます。

* 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、同委員会運用規程、投資判断者職務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入に係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成24年7月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

- a. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
- b. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年7月8日を決算日とします。

（５）【投資制限】

主な投資制限

- a. 株式への投資割合には、制限を設けません。
- b. 投資することを指図する株式は、原則として東証マザーズCore指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- c. 外貨建資産への投資は行いません。
- d. わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限り、）および有価証券オプション取引

（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限りま
す。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図を
することができます。

- e. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次に定める範囲内で貸付の指図
をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で
保有する株式の時価合計額を超えないこととします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は
変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。
投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、
保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保
護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下
落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

当ファンドにおいては、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄の株式に投資します。こ
れらの銘柄は、国内株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな変動となる可能性があります。
国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることと
なる場合があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が
無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。市場規模が小さい或いは取引量が少ない状況で
は、有価証券の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引
できない、評価価格どおりに売却できない、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしま
う可能性があり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証
券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険の
こと)が生じる可能性があります。

対象指標と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、東証マザーズCore指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に
一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用
成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証すること
はできません。

- ・東証マザーズCore指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行
なわれる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの
調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対
象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があるこ
と。
- ・東証マザーズCore指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行
なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。

- ・信託報酬・売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証マザーズCore指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしがた、委託会社の判断で受益権の設定及び交換の受付を中止することがあります。

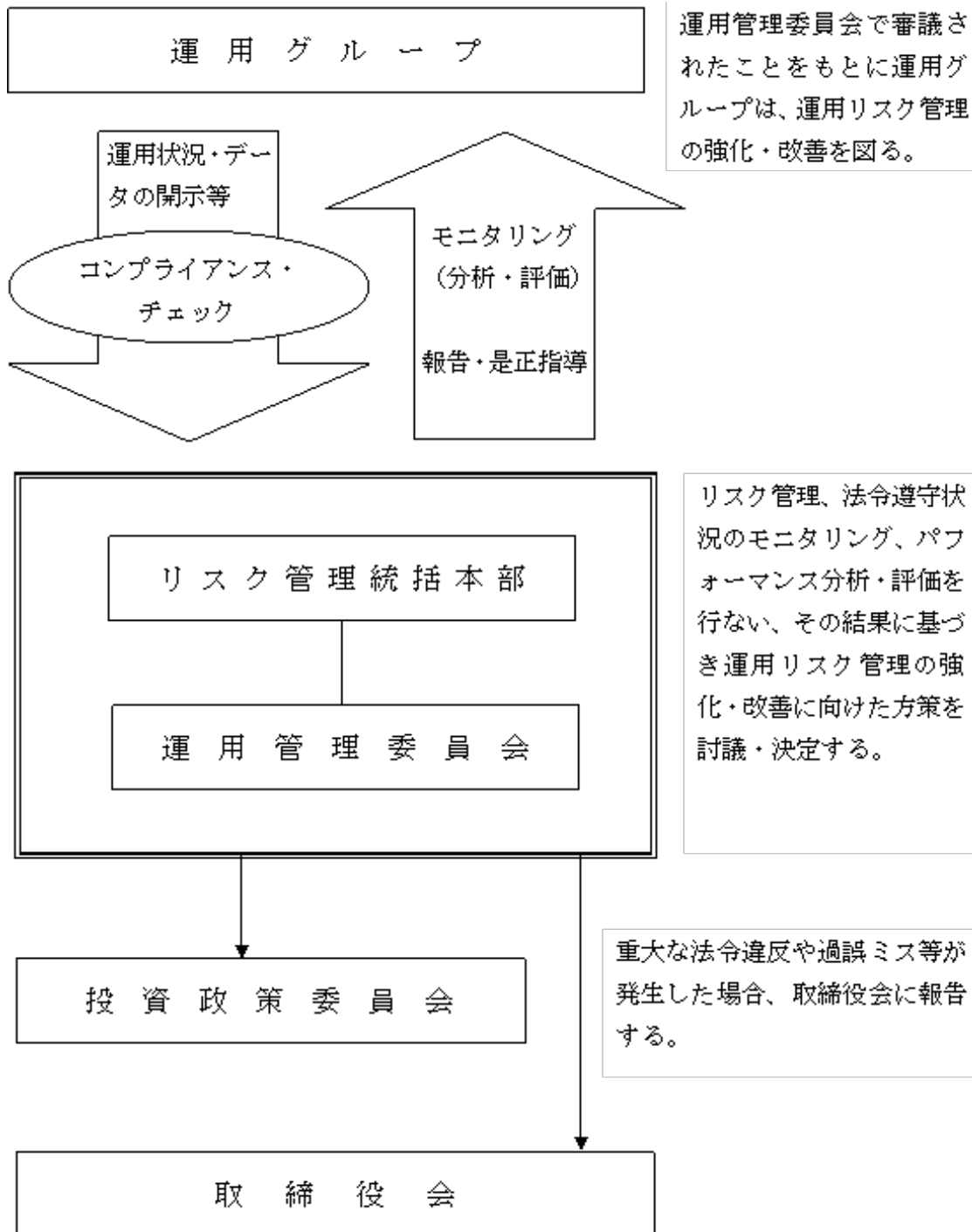
分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

当ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。また、当ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、当ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。

適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（３）委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

(2) 【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<p>< 照会先 ></p> <p>シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>電話番号 03-5208-5211</p> <p>< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時</p> <p>ホームページ http://www.simplexasset.com/</p>

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額に、下記により計算した額を加算して得た額とします。

信託財産の純資産総額に年10,000分の52.5（消費税込）以内の率を乗じて得た額

	配 分
委託会社	年率 0.4725%（税抜 0.45%）
受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.05%）

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の52.5%（消費税込）以内の額

	配 分
委託会社	42.0%（税抜 40.0%）
受託会社	10.5%（税抜 10.0%）

上記の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、この信託の監査報酬、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- a. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- c. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- d. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

- g. 格付の取得に要する費用
 h. 受益権の上場に係る費用
 i. 対象指標その他これに類する標章の使用料

ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。
- ・上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の費用があります。

委託会社は、上記 に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を何時にても見直すことができるものとし、

上記 の場合において、上記 に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記 に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとし、

（５）【課税上の取扱い】

< 個人受益者の場合 >

受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても、受益権の売却時と同様に取り扱われます。交換時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれず（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

交換時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、交換時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても、受益権の売却時と同様に取り扱われます。

収益分配金は配当控除、益金不算入制度が適用されます。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成24年7月31日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株券	日本	680,350,000	99.73
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,846,808	0.27
合計（純資産総額）		682,196,808	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ア、国内株式

国名	種類	銘柄名	業種	数量 （株）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	クックパッド	サービス業	50,000	2,216.00	110,800,000	2,066.00	103,300,000	15.14%
日本	株式	インフォマート	サービス業	500	162,000.00	81,000,000	165,500.00	82,750,000	12.13%
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	500	200,200.00	100,100,000	154,700.00	77,350,000	11.34%
日本	株式	フリービット	情報・通信業	200,000	448.00	89,600,000	383.00	76,600,000	11.23%
日本	株式	フュートレック	サービス業	500	119,700.00	59,850,000	118,100.00	59,050,000	8.66%
日本	株式	ミクシィ	サービス業	500	140,000.00	70,000,000	113,500.00	56,750,000	8.32%
日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	50,000	1,055.00	52,750,000	1,040.00	52,000,000	7.62%
日本	株式	G C A サヴィアングループ	サービス業	500	71,700.00	35,850,000	71,500.00	35,750,000	5.24%
日本	株式	A C C E S S	情報・通信業	500	68,300.00	34,150,000	55,500.00	27,750,000	4.07%
日本	株式	ネオス	情報・通信業	500	58,300.00	29,150,000	48,650.00	24,325,000	3.57%
日本	株式	GMOクラウド	情報・通信業	500	46,450.00	23,225,000	44,800.00	22,400,000	3.28%
日本	株式	サマンサタバサジャパンリミテッド	その他製品	500	50,100.00	25,050,000	43,450.00	21,725,000	3.18%
日本	株式	さくらインターネット	情報・通信業	50,000	470.00	23,500,000	405.00	20,250,000	2.97%
日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	50,000	307.00	15,350,000	257.00	12,850,000	1.88%
日本	株式	インフォテリア	情報・通信業	50,000	190.00	9,500,000	150.00	7,500,000	1.10%

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
	機械	1.88%
	その他製品	3.18%
	情報・通信業	26.21%
	小売業	7.62%
	サービス業	60.83%
合計		99.73%

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	（平成24年7月8日）	分配付：	686,739,308	分配付：	756
		分配落：	682,196,808	分配落：	751
平成23年11月末日		882,524,956		971	
平成23年12月末日		872,812,281		961	
平成24年1月末日		805,165,484		886	
平成24年2月末日		885,544,977		975	
平成24年3月末日		851,170,519		937	
平成24年4月末日		853,345,642		939	
平成24年5月末日		706,057,314		777	
平成24年6月末日		773,782,586		852	
平成24年7月末日		682,196,808		751	

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 （平成24年7月8日）	5.0円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 （自平成23年11月28日 至平成24年7月8日）	13.4%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	908,500	0	908,500

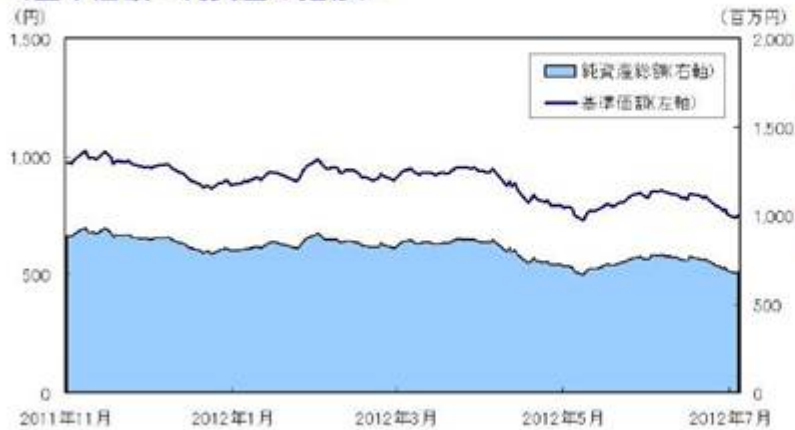
（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績

（2012年7月31日現在）

＜基準価額・純資産の推移＞



基準価額	751 円
純資産総額	6.82 億円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2012年7月	5 円
設定来累計	5 円

※分配金は税引前、1口当たり

＜主要な資産の状況＞

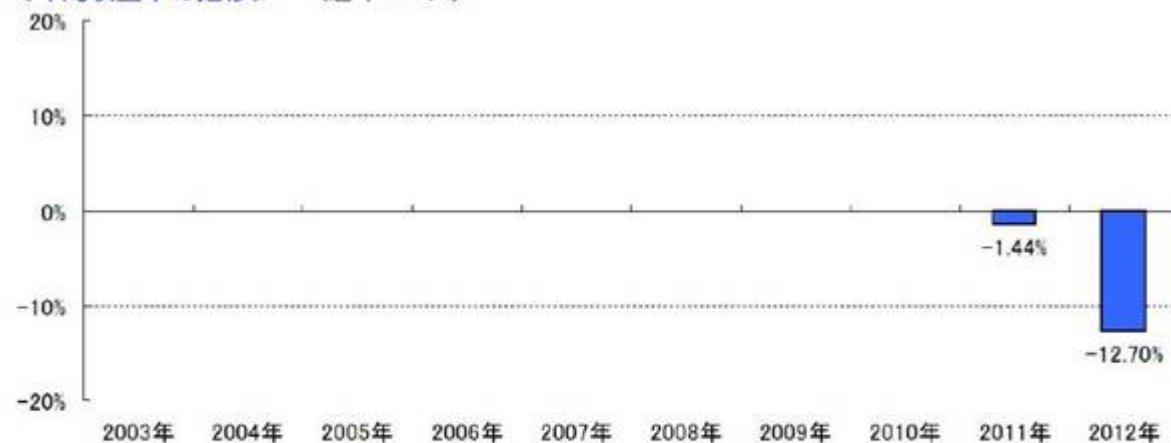
■組入上位 10 銘柄

	銘柄	業種	比率
1	クックパッド	サービス業	15.1%
2	インフォマート	サービス業	12.1%
3	サイバーエージェント	サービス業	11.3%
4	フリービット	情報・通信業	11.2%
5	フュートレック	サービス業	8.7%
6	ミクシィ	サービス業	8.3%
7	スタートトゥデイ	小売業	7.6%
8	GCAサヴィアングループ	サービス業	5.2%
9	ACCESS	情報・通信業	4.1%
10	ネオス	情報・通信業	3.6%

■組入上位 5 業種

	業種	比率
1	サービス業	60.8%
2	情報・通信業	26.2%
3	小売業	7.6%
4	その他製品	3.2%
5	機械	1.9%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）



・2011年は設定日(11月28日)から年末までの騰落率。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

平成24年10月6日から平成25年10月8日までです。

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

申込方法

- a. 取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとし、当該株式は、東証マザーズCore指数における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとし、
- b. なお、拠出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する金額を充当するものとします。また取得申込者が、東証マザーズCore指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって取得申込を行なうものとし、
- c. 当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとし、

申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者が東証マザーズCore指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時までとします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

- a. 東証マザーズCore指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間
- b. 東証マザーズCore指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- c. 計算期間終了日の前営業日
- d. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- e. 前各号のほか、委託会社が信託約款第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（1口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を停止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

2 【換金(解約)手続等】

(1) 受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

(2) 受益権と信託財産に属する株式の交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき委託会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

委託会社は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（e. に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

- a. 東証マザーズCore指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間
- b. 東証マザーズCore指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- c. 計算期間終了日の前営業日
- d. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- e. 前各号のほか、委託会社が信託約款第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

上記 に定める最小交換請求口数は、当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日におけるユニット有価証券の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

受益者が、上記 の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

上記 の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

上記の規定により、交換請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、上記 および の規定に準じて計算されたものとします。

交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。

上記の通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を停止することおよびすでに受付けた交換請求の受付を取り消すことができます。

（３）受益権の買取り

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 信託約款第4条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

上記の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、上記 の規定により受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記 による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

上記 により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、上記 および の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日おける受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、下記の照会先までお問合せください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の総口数が20万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合は、受託会社と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、すべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、その日から投資信託を終了するための手続きを開始します。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f. 上記c.から上記e.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.から上記e.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行なうことが、困難な場合には適用しません。

投資信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨および

その内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.から上記f.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または上記「投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求権の手続に関する事項は、上記「投資信託約款の変更等」で規定する書面に記載します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、前述の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行いません。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を經由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。
- ・ただし、受益者が信託の終了による株式の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第29条により、平成23年11月28日から平成24年7月8日までとなっております。
3. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成23年11月28日から平成24年7月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

マザーズ・コア上場投信

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成24年7月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		807,210,770
株式	3	759,875,000
未収配当金		3,112,500
未収利息		3,321
その他未収収益		378,065
流動資産合計		1,570,579,656
資産合計		1,570,579,656
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		4,542,500
未払受託者報酬		87,767
未払委託者報酬		571,209
未払利息		39,664
受入担保金		803,000,000
その他未払費用		325,168
流動負債合計		808,566,308
負債合計		808,566,308
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	868,526,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4	106,512,652
(分配準備積立金)		1,962,348
元本等合計		762,013,348
純資産合計		762,013,348
負債純資産合計		1,570,579,656

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期 (自 平成23年11月28日 至 平成24年 7月 8日)
営業収益	
受取配当金	9,877,500
受取利息	243,585
有価証券売買等損益	108,475,000
その他収益	2,300,993
営業収益合計	96,052,922
営業費用	
支払利息	242,871
受託者報酬	503,796
委託者報酬	3,326,744
その他費用	1,843,819 ²
営業費用合計	5,917,230
営業利益又は営業損失（ ）	101,970,152
経常利益又は経常損失（ ）	101,970,152
当期純利益又は当期純損失（ ）	101,970,152
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	4,542,500 ¹
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	106,512,652

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成24年7月8日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 868,526,000円 期中追加設定元本額 0円 期中交換元本額 0円
2 計算期間末日における受益権の総数	908,500口
3 株式貸借取引	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次のとおりであります。 株式 1,030,540,000円
4 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は106,512,652円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成23年11月28日 至平成24年7月8日)	
1 分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	12,179,207円
B 分配準備積立金	0円
C 配当等収益額合計(A+B)	12,179,207円
D 経費	5,674,359円
E 収益分配可能額(C-D)	6,504,848円
F 収益分配金額	4,542,500円
G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	1,962,348円
H 口数	908,500口
I 分配金額(1口当たり)	5.00円
2 その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自平成23年11月28日 至平成24年7月8日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは株式を主要投資対象としております。株式の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。</p> <p>リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。</p>
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成24年7月8日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあり ます。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてお ります。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につい ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成24年7月8日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	108,475,000
合計	108,475,000

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 (平成24年7月8日現在)
1口当たりの純資産額 839円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ミクシィ	500	140,000	70,000,000	
G C Aサヴィアングループ	500	71,700	35,850,000	
クックパッド	50,000	2,216	110,800,000	
フュートレック	500	119,700	59,850,000	
インフォマート	500	162,000	81,000,000	
スタートトゥデイ	50,000	1,055	52,750,000	
ネオス	500	58,300	29,150,000	
さくらインターネット	50,000	470	23,500,000	
G M Oクラウド	500	46,450	23,225,000	
フリービット	200,000	448	89,600,000	
インフォテリア	50,000	190	9,500,000	
サイバーエージェント	500	200,200	100,100,000	
A C C E S S	500	68,300	34,150,000	
エヌ・ピー・シー	50,000	307	15,350,000	
サマンサタバサジャパンリミテッド	500	50,100	25,050,000	
合計	454,500		759,875,000	

以下の有価証券が貸し付けられております。

銘柄	株式数
ミクシィ	500
G C Aサヴィアングループ	500
クックパッド	50,000
フュートレック	500
インフォマート	500
スタートトゥデイ	50,000
ネオス	500
さくらインターネット	50,000
G M Oクラウド	500
フリービット	200,000
インフォテリア	50,000
サイバーエージェント	500
A C C E S S	500
エヌ・ピー・シー	50,000
サマンサタバサジャパンリミテッド	500
合計	454,500

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

平成24年7月31日現在

資産総額	1,406,294,429円
負債総額	724,097,621円
純資産総額（ - ）	682,196,808円
発行口数	908,500口
1口当たりの純資産額（ / ）	751円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成24年7月末日現在）

資本金の額 370百万円
発行する株式の総数 12,000株
発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成24年7月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は56本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は93,735百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	35	85,596百万円
単位型株式投資信託	11	5,007百万円
単位型公社債投資信託	10	4,264百万円
合計	56	94,867百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			878,260		1,027,027
2 前払費用			4,906		4,370
3 未収委託者報酬			89,596		97,659
4 未収運用受託報酬			148,138		190,524
5 未収投資助言報酬			16,627		-
6 その他			4,124		11,237
流動資産計			1,141,654		1,330,818
固定資産					
1 有形固定資産			9,918		8,769
(1) 建物付属設備	*1	7,728		*1	6,199
(2) 器具備品	*1	2,189		*1	2,569
2 無形固定資産			1,679		1,390
(1) 電話加入権			761		761
(2) ソフトウェア	*2	542		*2	343
(3) 協会基金	*2	375		*2	285
3 投資その他の資産			72,808		72,492
(1) 投資有価証券			100		-
(2) 出資金			10,000		10,000
(3) 長期差入保証金			62,708		62,492
固定資産計			84,405		82,651
資産合計			1,226,060		1,413,469

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			12,687		15,913
2 未払金			166,576		198,875
3 関係会社未払金			18,322		18,174
4 未払費用			11,956		11,788
5 未払法人税等			52,990		65,501
6 未払消費税等			7,990		21,472
7 前受金			3,592		3,137
流動負債計			274,117		334,863
固定負債					
1 資産除去債務			16,520		16,709
2 繰延税金負債			2,527		1,811
固定負債計			19,048		18,521
負債合計			293,165		353,384

(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		370,000	370,000
2 利益剰余金			
(1) 利益準備金	19,980		19,980
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	542,915		670,105
利益剰余金計		562,895	690,085
株主資本計		932,895	1,060,085
純資産合計		932,895	1,060,085
負債・純資産合計		1,226,060	1,413,469

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		833,648		1,130,901	
2 運用受託報酬		314,586		272,809	
3 投資助言報酬		71,856		-	
4 その他営業収益		6,510	1,226,601	57	1,403,769
営業費用					
1 支払手数料		117,384		99,020	
2 調査費					
(1) 調査費		19,671		21,927	
(2) 委託調査費		134,218		144,711	
3 委託計算費		36,559		40,326	
4 通信費		3,676	311,510	7,348	313,334
一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬	*2	216,760		*2 271,316	
(2) 給料・手当		225,649		223,712	
(3) 賞与・退職金等		131,980		156,023	
2 交際費		3,149		3,285	
3 旅費交通費		11,078		16,092	
4 業務事務委託費		21,295		18,866	
5 租税公課		4,434		4,986	
6 不動産賃借料		88,161		85,124	
7 固定資産減価償却費		3,519		3,839	
8 諸経費	*1	68,888	774,918	*1 87,504	870,750
営業利益			140,172		219,683
営業外収益					
1 受取利息		122		82	
2 その他の営業外収益		0	123	342	424
営業外費用					
1 支払利息		-		32	

2 為替差損	246		130	
3 その他の営業外費用	23	269	-	162
経常利益		140,025		219,944
特別損失				
1 固定資産除却損	-		101	
2 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,491	8,491	-	101
税引前当期純利益		131,533		219,843
法人税、住民税及び事業税	61,132		93,369	
法人税等調整額	2,527	63,660	716	92,653
当期純利益		67,873		127,190

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成22年 4月 1日	至 平成23年 3月 31日	自 平成23年 4月 1日	至 平成24年 3月 31日
株主資本					
資本金					
当期首残高			370,000		370,000
当期末残高			370,000		370,000
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高			19,980		19,980
当期末残高			19,980		19,980
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
当期首残高			475,041		542,915
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			542,915		670,105
株主資本合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085
純資産合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085

[次へ](#)

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[追加情報]

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の修正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物付属設備	10,667千円	12,196千円
器具備品	24,209千円	20,447千円
計	34,876千円	32,644千円

* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	2,109千円	2,309千円
協会基金	75千円	165千円
計	2,184千円	2,474千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
諸経費	3,967千円	3,487千円

* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	61,611	63,643
1年超	149,190	79,785

合計	210,802	143,428
----	---------	---------

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります

市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	878,260	878,260	-
（2）未収委託者報酬	89,596	89,596	-
（3）未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
（4）未収投資助言報酬	16,627	16,627	-

(5) 長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
(1) 未払金	166,576	166,576	-
(2) 関係会社未払金	18,322	18,322	-
(3) 未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-
(5) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注3）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	878,260	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

繰延税金資産

未払費用否認	4,203千円	4,619千円
未払事業税	4,392千円	5,101千円
資産除去債務	6,724千円	5,948千円
繰延税金資産小計	15,319千円	15,669千円
評価性引当金	15,319千円	15,669千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債合計	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債の純額	2,527千円	1,811千円

2．法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.6%
住民税均等割	0.2%	0.1%
評価性引当額	6.6%	0.2%
その他	0.0%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%	42.1%

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,333千円	16,520千円
時の経過による調整額	186千円	189千円
期末残高	16,520千円	16,709千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	㈱SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託 収入	6,500	-	-

当事業年度（自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約役員の兼任	運用受託報酬	202,591	未収運用受託報酬	120,146
							投資助言報酬(注1)	71,856	未収投資助言報酬	16,627
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	146,929	未収運用受託報酬	163,268
							委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	126,066円89銭	1株当たり純資産額	143,254円79銭
1株当たり当期純利益金額	9,172円13銭	1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額

項目	前事業年度	当事業年度
	（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当期純利益	67,873千円	127,190千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	67,873千円	127,190千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,000百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行ないます。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱い、交換に関する業務、買取に関する業務、信託終了時の交換などに関する業務等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
2. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
3. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
4. 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
5. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
8. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年8月8日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 和田 渉

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマザーズ・コア上場投信の平成23年11月28日から平成24年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マザーズ・コア上場投信の平成24年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（ ）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。